

GoGo ガスライフ割引
～ 都市ガス新規スタート割引 ～
[付帯契約型]
(選 択 約 款)

2026年8月1日実施

山口合同ガス株式会社

目 次

1. 約款の適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	1
7. 契約の変更又は解約	2
8. その他	2
付 則	
1. 実施の期日	2
2. 選択約款の実施に伴う切り替え措置	2
(別 表)	2
1. 主契約	2
2. 割引率	2

1. 約款の適用

この選択約款は、4に定める適用条件を満たすお客さまが適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる契約で、別表1に定めるいずれかの契約をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用される部分とが結合している住宅をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の(1)から(4)に定める条件を全て満たした場合に適用いたします。

- (1) 当社と主契約に基づく契約を締結していること。
- (2) 専用住宅又は併用住宅で使用する場合で、1 需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款の規定により1 需要場所にガスメーターを2 個以上設置されている場合は、そのガスメーターの能力の合計）が1 6 立方メートル毎時以下であること。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (4) 新たに都市ガスを使用開始する住宅が新築であり、かつ家庭用燃料電池（エネファーム）が設置されてあること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約日」といいます。）に成立いたします。
- (2) お客さまはこの選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、新たにガスの使用を開始された日（以下「使用開始日」といいます。）から適用し、使用開始日が属する月の翌月を起算月として6 0 か月目の月の検針日までといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 料金

- (1) この選択約款を適用した場合の税抜料金は、主契約の税抜料金から(2)に定める割引額を差し引いた額といたします。
- (2) 割引額は、主契約に基づき算定された税抜料金に、別表2に定める割引率を乗じて算定いたします。その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げます。

7. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは2の定めによりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (3) 主契約を解約された場合は、主契約の解約日をこの選択約款の解約日といたします。

8. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2026年8月1日から実施いたします。

2. 選択約款の実施に伴う切り替え措置

2026年7月31日までに変更前のGoGo ガスライフ割引～都市ガス新規スタート割引～[付帯契約型](選択約款)(2025年1月1日実施)の契約が成立している場合には、同一需要場所において変更前の選択約款を継続して適用することができます。

(別 表)

1. 主契約

一般ガス供給約款、家庭用高効率給湯器契約、家庭用ガス乾燥契約、ハッピーガスライフプラン、発電ガスライフプラン

2. 割引率

割引率は次のとおりといたします。

新築割	5 パーセント
-----	---------